

# 福井県建設工事共同企業体実施要領

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1 この要領は、福井県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における共同企業体の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体運用の基本方針)

第2 共同企業体の運用に当たっては、その効果的な活用に資するため次の基本方針に沿った運用を確保するものとする。

#### (1) 共同企業体活用目的の限定

工事の発注に当たっては単体企業への発注を原則とし、共同企業体の活用は単体企業による施工に比べてより効果的な施工が確保できると認められるような工事についてのみ行うものとする。

#### (2) 等級別発注制度の合理的運用

共同企業体を活用する場合においても、等級別発注制度の合理的運用が損なわれないように配慮するものとする。

#### (3) 活用目的の達成

共同企業体のすべての構成員が技術者を適正に配置することにより、共同施工体制の維持および円滑な運営が確保され、共同企業体の活用目的が達成されるよう努めるものとする。

### (共同企業体の方式)

第3 共同企業体の方式は次のとおりとする。

#### (1) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い特定の工事を共同施工することを目的として結成された共同企業体で、構成員相互の技術力により施工能力を増大するとともに工事の安定的施工を図るものである。

#### (2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が、工事を年間を通じて共同施工することを目的として結成された共同企業体で、構成員の継続的な協業関係を確保することにより、その施工能力および経営能力の強化を図るものである。

## 第2章 特定建設工事共同企業体

### (対象工事)

第4 特定建設工事共同企業体（以下この章において「企業体」という。）を契約の相手方とすることができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、知事が指定した工事とする。

#### (1) 大型工事

土木一式工事および鋼橋工事	概ね3億円以上
建築一式工事	概ね4億円以上
上記以外の工事	概ね2億円以上

#### (2) その他の工事

研究開発型工事、実験型工事等。

### (構成員の資格)

第5 企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する建設業許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 代表者については、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請もしくは共同企業体の代表者、または構成員としてこれに準ずる実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 法第26条に規定する当該工事に対応する業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (4) 当該工事に対応する業種につき、「建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等」（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の第6第2号に定める福井県競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に原則として最上位等級に登録されていること。

### (企業体の構成)

第6 企業体は次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 企業体の構成員は対象工事毎に知事が定めるものとし、2または3社とする。ただし、一定規模以上の大規模工事については、例外として5社以内とすることができる。
- (2) 企業体の構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。
- (3) 構成員の最小出資比率は、構成員が2社のときは30パーセント以上、3社のときは20パーセント以上、4社のときは15パーセント以上、5社のときは12パーセント以上であること。
- (4) 企業体の代表者は構成員の中で最も大きな施工能力を有するものであり、出資比率は最大であること。

(資格審査の申請)

第7 知事は、企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨および次の各号に掲げる事項を公示し、資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨および当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間および受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の資格、企業体の構成
- (6) 資格の有効期間
- (7) その他必要事項

2 資格審査申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 経営規模等総括表（様式第2号）
- (3) 構成員全員の前項の公示において指定した経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 共同企業体協定書

(格付け)

第8 知事は第7により申請を受理したときは、第7の2（3）に掲げる書類に基づき、第7の2（2）に掲げる書類により審査の上、資格者名簿に登載するものとする。

(指名等)

第9 知事は、指名競争入札に付する場合には、第8により資格者名簿に登載された企業体のなかから指名することとする。

2 前項により指名する企業体の数が5未満の場合は、第7の手続きを経て補充するものとする。

(企業体の有効期間)

第10 企業体の有効期間は、当該工事の入札の結果落札した企業体については当該工事が完了し企業体の精算が終了するまでとし、その他の企業体については請負契約が締結した日までとする。

(変更の届出)

第11 企業体は第7により申請した事項に変更があった場合には、告示第7の規定により速やかに知事に届け出なければならない。

(企業体に対する通知等)

第12 企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為についてはすべて企業体の代表者に対して行うものとし、代表者に対して通知等を行った場合には他の構成員にも通知等があったものとみなす。

(電子情報処理組織による手続等)

- 第13 知事は、第7または第11の規定により書面で行うものとされている申請または届出を、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 2 1の規定により行われた申請または届出については、第7または第11の規定により書面で行われた申請または届出とみなす。

### 第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

- 第13 経常建設共同企業体（以下この章において「企業体」という。）に対する工事の発注は単体企業に対する発注に準ずるものとし、当該企業体が格付けされた等級に対応する工事を対象工事とする。

(構成員の資格および企業体の結成)

- 第14 企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 企業体を結成し工事の競争入札に参加するため資格者名簿に登載を希望する業種（以下「登載業種」という。）につき、法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あり、法第27条の23に基づく経営事項審査の申請をしていること。
  - (2) 登載業種について、元請としての実績があること。
  - (3) 主たる営業所の所在地を管轄区域とする土木事務所が同一である県内建設業者であること。  
ただし、県外建設業者で県内に営業所を有し、その営業所の所在地を管轄区域とする土木事務所が同一である者と企業体を結成することができる。
  - (4) 法第26条に規定する登載業種に係る監理技術者または主任技術者となることができる者を工事現場毎に専任で配置しうること。
  - (5) 一の建設業者が2以上の企業体の構成員とならないこと。
  - (6) 資格者名簿において同一等級または直近等級に属する者との組合せにより企業体を結成すること。
  - (7) 企業体の代表者は構成員において定める者とし、構成員の最小出資比率は構成員が2社のときは30パーセント以上、3社のときは20パーセント以上であること。

(構成員の数)

- 第15 企業体の構成員は2社または3社とする。

(資格審査)

- 第16 資格審査については、告示に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(企業体に対する通知等)

- 第17 第12の規定は企業体に準用する。

(附則)

- 1 この要領は、平成3年5月1日から施行する。
- 2 「共同企業体に関する実施要領」(昭和51年4月14日監第259号副知事通達)以下「旧要領」という。)は廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に旧要領による専門施工型企業体を結成し資格審査の申請をしている共同企業体、また現に工事を請け負っている専門施工型共同企業体は、この要領による特定建設工事共同企業体とみなし、この要領により取扱うものとする。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領による通年型共同企業体を結成し資格者名簿に登載されている共同企業体、また現に工事を請け負っている通年型共同企業体は、この要領による経常建設共同企業体とみなし、この要領により取扱うものとする。
- 5 旧要領による専門施工型企業体により施工された工事の継続工事については、第4の規定にかかわらず、平成4年3月31日までは旧要領の第3に規定する大型工事を対象工事として指定することができるものとする。

(附則)

この要領は、平成5年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成7年5月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成10年12月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年5月1日から施行する。